

愛知県立半田特別支援学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめられた子の苦しみを理解し、いじめは絶対に行けないことであることを心情的に分かるようにする。
- (2) あらゆる機会を通して、他人の気持ちを考え、思いやる心や不正に対して勇気をもって行動する正義感を養う。
- (3) 生き生きとしたたくましい児童生徒を育むため、家庭や地域との連携を図るようにする。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

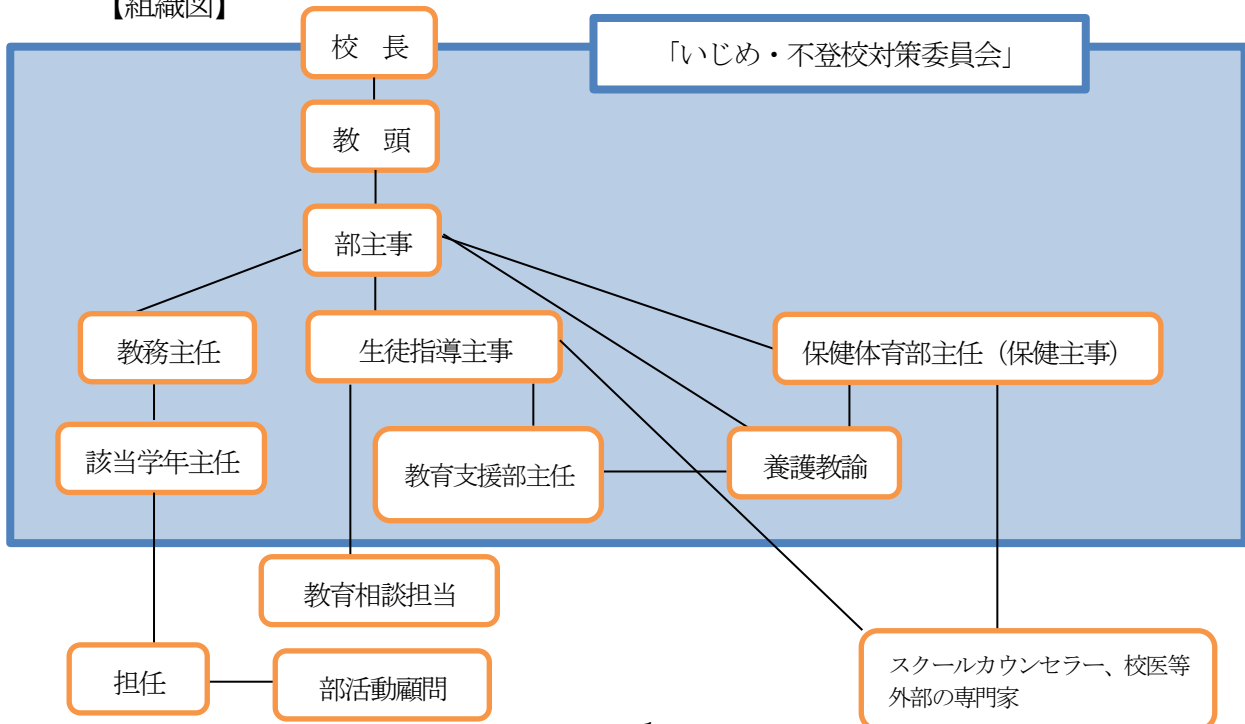
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任(部代表を兼務)、生徒指導主事、保健主事、保健体育部主任、教育支援部主任、該当学年主任、養護教諭
(必要に応じて、担任やスクールカウンセラー、校医等外部の専門家を加える。)

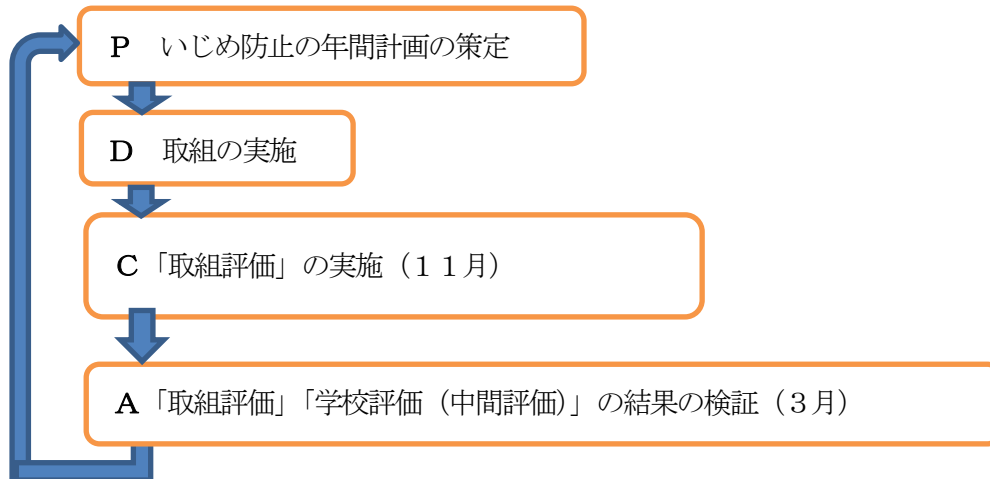
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教職員等をメンバーとする「指導・支援チーム」を決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等
 ア 取組の検証（PDCAサイクル）



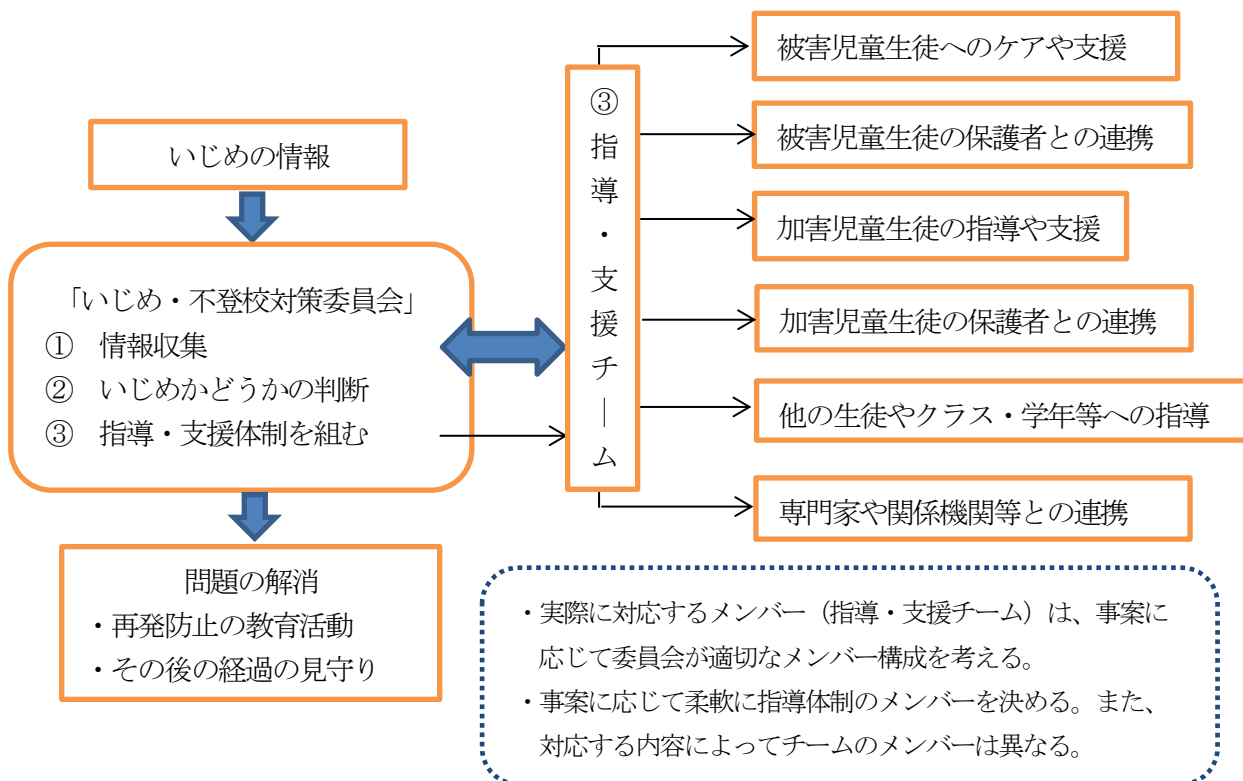
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」と定義の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話を実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、PTA 常任委員会にて報告する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈取組の年間計画〉

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施（毎日）【全校】(保) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) ○個別懇談週間【全校】(教) ○挨拶運動【高等部】(生)	○朝の見守り指導（毎日） 【高等部部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導（毎日）【全校】(生)	○第1回委員会	○交通安全街頭一斉指導 ○個別懇談 ○授業参観
5月	○健康観察の実施（毎日）【全校】(保)	○朝の見守り指導（毎日） 【高等部部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導（毎日）【全校】(生)		○運動会
6月	○健康観察の実施（毎日）【全校】(保) ○挨拶運動【高等部】(生)	○心の健康相談(保) ○朝の見守り指導（毎日） 【高等部部活動】(生)(学) ○「生活アンケート」実施【自力通学生対象】(生) ○自力通学生登下校指導（毎日）【全校】(生)		○清掃活動 ○授業参観
7月	○健康観察の実施（毎日）【全校】(保) ○携帯電話安全講話【高1、2、3】(生)(学) ○個別懇談週間【全校】(教) ○街頭指導（夏季）(生)	○朝の見守り指導（毎日） 【高等部部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導（毎日）【全校】(生) ○「心の悩み相談アンケート（口頭）」の実施(生)(保)(学)		○交通安全街頭一斉指導 ○個別懇談 ○フラワー交流
8月	○街頭指導（夏季）(生)			
9月	○健康観察の実施（毎日）【全校】(保) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) ○挨拶運動【高等部】(生)	○朝の見守り指導（毎日） 【高等部部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導【全校】(生)		

10月	○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○挨拶運動【高等部】	○朝の見守り指導(毎日) 【高等部活動】 ○「生活アンケート」実施 【自力通学生対象】 ○自力通学生登下校指導 【全校】		○授業参観 ○清掃活動
11月	○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○挨拶運動【高等部】	○朝の見守り指導(毎日) 【高等部活動】 ○自力通学生登下校指導 【全校】	○現職研修 (人権講話) ○第2回委員会	○学校祭 ○清掃活動
12月	○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○人権の話【全校】 ○個別懇談週間【高3】	○心の健康相談 ○「心の悩み相談アンケート (口頭)」の実施 ○朝の見守り指導(毎日) 【高等部活動】 ○自力通学生登下校指導 【全校】	中間評価→検証	○交通安全街頭 一斉指導 ○個別懇談
1月	○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○自力通学生登下校指導【全校】 ○挨拶運動【高等部】	○朝の見守り指導(毎日) 【高等部活動】 ○「生活アンケート」実施 【自力通学生対象】 ○自力通学生登下校指導 【全校】		○防災教室 ○学校関係者 評価委員会で 「自己評価」の 評価を行う。
2月	○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○個別懇談週間【小・中・高1、2】	○朝の見守り指導(毎日) 【高等部活動】 ○自力通学生登下校指導 【全校】 ○「心の悩み相談アンケート (口頭)」の実施	○第3回委員会	○個別懇談
3月	○健康観察の実施(毎日)【全校】 ○新転入学生事前説明会【全校】	○朝の見守り指導(毎日) 【高等部活動】 ○自力通学生登下校指導 【全校】		○第4回評議委 員会

教…教務部 生…生徒指導部 保…保健体育部 学…学年

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力